

第4回教育委員会会議

1 日時 令和7年3月21日（金） 午後3時30分～午後4時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1 共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
平井 正朗	教育長職務代理者（ウェブ会議の方法により参加）
巽 樹理	委員（ウェブ会議の方法により参加）
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員（ウェブ会議の方法により参加）
長谷川 葵	委員
藤巻 幸嗣	教育次長
稲嶺 一夫	中央区担当教育次長
青柳 毅	阿倍野区担当教育次長
福山 英利	教育監
松田 淳至	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
上原 進	教務部長
大西 啓嗣	指導部長
松永 正	天王寺区教育担当部長
橋本 洋祐	総務課長
中野 泰志	学事課長
上田 慎一	教職員人事担当課長
平田 紀子	中央区教育担当課長
原田 公寿	天王寺区教育担当課長
筒井 智子	阿倍野区教育担当課長

伊藤 純治 教育政策課長

川村 晃子 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に長谷川委員を指名

(3) 案件

議案第21号	中央区の学校選択制における方針の一部修正について
議案第22号	天王寺区の学校選択制における方針の一部修正について
議案第23号	阿倍野区の学校選択制における方針の一部修正について
議案第24号	令和7年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用者の決定について
議案第25号	職員の人事について
議案第26号	職員の人事について
議案第27号	令和6年度教育功労者表彰について
議案第28号	大阪市教育局事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案
議案第29号	職員の人事について
議案第30号	職員の人事について
議案第31号	職員の人事について

なお、議案第31号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第24号から第30号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第21号「中央区の学校選択制における方針の一部修正について」、議案第22号「天王寺区の学校選択制における方針の一部修正について」及び議案第23号「阿倍野区の学校選択制における方針の一部修正について」を一括して上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

2月25日に議決いただいた学校選択制による児童生徒の受入抑制基本の方針に基づいて、

各区において来年度に事務方の方に周知をして、令和8年度から学校選択制による受入抑制が必要と判断された学校が、中央区において1校、天王寺区において2校、阿倍野区において2校の計5校の小学校であがっている。本日はこの3区から説明いただいて、内容をお知りおきいただくものである。共通する3校として参考資料を用意している。各区の学校選択制の類型ということで書かれているものとなる。3ページからは抑制を検討する場合のフローチャートとして具体的な判断基準を掲載している。これに従って本日対象となる学校の状況なり受入抑制の調整について、それぞれ中央区、天王寺区、阿倍野区の順番に申しあげる。

稲嶺中央区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第21号中央区の学校選択制における方針の一部修正について、ご説明申しあげる。

「1 改正する制度」について、学校選択制における方針の一部修正についてである。中央区では、平成26年度から自由選択制にて、学校選択制を実施している。近年の都心部への人口回帰による影響で児童が急増しているため、先月25日に開催された教育委員会会議にてご承認いただいた、就学制度の適正運用にかかる方向性について、検討を重ねた結果、教室数不足や運動場狭隘の課題があったので、在校生の教育環境を保障するために、開平小学校については、学校選択制の選択範囲の対象外とする取扱いの変更を行うものである。

「2 改正時期」について、令和7年4月改正し、区の広報紙、ホームページや学校案内など保護者等へ制度変更の周知を行ったうえ、令和8年4月1日入学者より適用する。

「3 改正理由」について、開平小学校は令和6年5月1日時点で児童数427名、学級数15学級となっているが、都心に在ることもあり、校地面積が市内で最も小さく、教室数を確保するための校舎増築により、運動場面積が国の基準を大幅に下回っている状況である。開平小学校校長からの副申書にも記載のとおり、体育授業を行う際には、片道20分かけて北区の南天満公園まで移動が必要であることや、普通教室数の不足により特別教室や会議室を普通教室の仕様に改造する必要があるなど、学校運営に支障が出ている。現在、運動場狭隘や教室数不足等の課題解消に向けて、分離新設校の設置など収容対策の実施に向け準備を進めているところである。今後、さらなる児童の増加が見込まれることから、在校生の教育環境を保障するため、学校選択制における受入れを抑制することとした。

「4 受入抑制に対する今後の対応について」、受入れの再開として、収容対策により、

普通教室の不足や運動場狭隘の課題が解消され、在校生の教育環境の改善が見込まれる時期に、学校選択制による受入れを再開する。令和13年4月1日入学者より再開する予定である。なお、経過措置として、受入抑制期間中であっても、当該学校に兄か姉が既に就学しており、翌年度も引き続き就学している場合に限り、選択できることと致す。

次に3ページ、横長の表である。基礎データについては、時間の都合により省略させていただく。学校選択制受入抑制フローチャート項目の該当状況について、開平小学校が該当する項目は、「イ関係」の②普通教室不足となる見込み。③運動場の狭隘。④施設の増改築ができない。の3項目に該当する。「ウ関係」では、①特別教室を普通教室に転用しなければならないなど学習環境に影響がある。②学校運営上の課題がある。の2項目該当となっている。選択制の抑制については、令和8年4月入学者から5年間を予定している。4ページ、5ページは、開平小学校校長からの副申書となっている。ご参照いただきたい。6ページ、7ページは、中央区の学校選択制実施内容で今回の改正箇所を太字で追記し、反映させたものであるのご参照いただきたい。中央区からは、以上である。

松永天王寺区教育担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

私からは、議案第22号天王寺区の学校選択制における方針の一部修正について、ご説明申しあげる。

天王寺区では平成27年度から開始した学校選択制に関して、先ほどの中央区長からの説明のとおり、在校生の教育環境を保障する目的で、区内小学校2校において学校選択制における受入れを一時的に抑制する方針を策定したものである。

「3 改正内容 (1) 選択制の抑制」について、天王寺区の小学校は隣接区域選択制を導入しているが、アとイに記載の2校については、学校実態に応じた学級数に達するまでは、選択制を抑制することとする。ただし、5年を目途に見直しを行うこと、また、隣接校で通常学級数が不足し収容対策が困難となった場合も見直しを行うこととする。理由は、両校の学校長からの副申内容を前提に記載している。

アの真田山小学校は、現状の学級数から6学級を減らした25学級となるまでの間について、選択制の抑制をする。理由に記載のとおり、令和6年5月1日時点で児童数1,040名、通常学級数が31学級となる過大規模校である。約10年間で児童数が236名、通常学級が7学級増加している。次に、学校設計の収容等による課題があつて、現時点において学校運営への影響がみられる。また、近年校区内にてマンション建設が続いていて、今後も児童数

増加が見込まれる状況である。

イの五条小学校は、現状の学級数から6学級を減らした22学級となるまでの間について、選択制を抑制する。理由に記載のとおり、令和6年5月1日時点で児童数988名、通常学級数が28学級となる大規模校であると同時に、児童1名当たりの運動場面積が3.91㎡と極めて狭隘な状況である。約10年間で児童数が328名、通常学級数が8学級増加している。また、五条小学校は毎年のように年度途中の転入が多いという特徴があり、今年3月1日時点では当初より増加して既に1,000名を超えている。次に、学校設計の収容等による課題があるとともに、3ページ上段のとおり、現時点において複数の特別教室を普通教室に転用するなど学校運営への影響がみられる。また、令和7年1月に近隣の総合病院が移転し、約8,900㎡もの跡地を大規模開発事業も手掛ける大手住宅メーカーが取得したと公表されている。

次に、「(2) 選択制を抑制している学校の受入校の特例」について、中央区の説明と同様に、翌年度も兄か姉が当該校に就学している場合に、その弟や妹が選択できる特例である。

議案書4ページをご覧ください。学校選択制の受入抑制校である真田山小学校の一覧である。次の5ページは五条小学校の一覧である。6ページから7ページが真田山小学校長からの副申書、8ページから10ページが五条小学校からの副申書である。11ページと12ページは今回の変更内容を反映した天王寺区の学校選択制実施内容である。天王寺区からの説明は以上である。

青柳阿倍野区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

私からは、議案第23号阿倍野区の学校選択制における方針の一部修正についてご説明申しあげる。

阿倍野区では、平成27年度から開始した学校選択制に関して、先の中央区長からの説明のとおり、在校生の教育環境を保障する目的で、区内小学校2校において学校選択制における受入を一時的に抑制する方針を策定したものである。

議案書の2ページをご覧ください。改正の対象校は、常盤小学校（35学級）及び、阪南小学校（32学級）の2校である。改正時期は、両区と同様に、令和8年4月入学者より適用する。

「3 改正理由」については、両小学校については、31学級を超える過大規模校であり、

児童一人当たりの運動場面積は、大阪市立小学校の平均が17㎡に対して、常盤小学校では3.45㎡、阪南小学校では5.44㎡と狭隘な状態にある。休み時間の遊びも体育と共に体力向上の重要な要素ではあるが、衝突などの事故を防止する観点から、学年ごとに利用制限がおこなわれている。また、プールや体育館の利用についても、一定の制約を受けるなど、様々な課題が生じている。

次に、「4 改正内容」について、阿倍野区の小学校では、自由選択制として学校選択制を導入している。常盤小学校及び阪南小学校を選択可能校の対象外とするが、対象に戻す際の判断基準としては、「1 学年あたりマイナス1 学級」を目安として、6 学級減少した学級数を解除の基準としつつ、5 年を経過した令和13年度入学者より受入再開を検討する。また、きょうだい関係については、中央区、天王寺区と同様の取扱いとする。

3 ページは「常盤小学校」、4 ページは、「阪南小学校」の一覧である。以降のページについては、先に説明のあった両区と同様、学校長からいただいた副申書と、今回の改正内容を反映した阿倍野区の学校選択制の実施内容の全体版である。なお、保護者等への周知については、3 区とも丁寧に行ってまいる。説明は以上である。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 中央区、天王寺区、阿倍野区の学校選択制を一部制限するということは理解できましたが、特に天王寺区において学校選択制で過大規模校の入学を一部制限するということは、効果はあると思いますが、説明の中に大規模マンションができて、ますます児童が増える可能性があるということもありますので、それを見据えて早くから手を打たないといけないと思います。今回は良いと思いますけれども、前回か前々回の教育委員会会議で鶴橋の小学校が児童数が少なくて統合するという話がありましたが、鶴橋の小学校と天王寺区の真田山小学校は本当に隣接していると思います。その中で一方が過大規模校で、一方が少なくて統合する、校区の変更やこの学校をめざして転居されている、マンションが建って転居されて転入されてくる人も多い中、ちょっと慎重に考えないと、それと過大規模校がますます過大になってしまって、教育が守られない状況を避けるために長期的な対策を講じていただきたいと思います。

【松永天王寺区担当教育部長】 ありがとうございます。ご指摘いただいたように、天王寺区内においては土地が空くとすぐにマンションが建ってしまう状況でございます。真田山小学校の校区は、既にタワーマンションの建設が予定されていることでもありますの

で、一旦25学級になるまでは抑制してまいりたいと思いますけれども、児童数等の進捗をみて見直し等はその都度検討したいと思います。よろしくお願いします。

【赤木委員】 ありがとうございます。

【異委員】 在校生の教育の確保は必須になってくると思いますので、この議案にしましては、異論はございません。対象となる保護者、幼稚園や保育所に預けている子どもを持つ保護者の方含めて、しっかりと制度の変更や理由などを周知できるように徹底してほしいと思っております。中にはこの小学校に入学したくて転居してきた、そういったこともあるかもしれませんので、周知徹底は必要かなと思っております。赤木委員がおっしゃったことにも少し近くなりますが、例えば東京都内、渋谷や北区、新宿などでは小学校を中心に制度を廃止する自治体も増えていると思いますが、先ほど言っていた過大規模校とか偏りがでてくるのかなと思っております。大阪市の大きな方針としては、学校選択制の制度を廃止するという議論ではなくて、その都度、児童数や生徒数の推移を見ながら調整して議論をしていくというような形でよろしいのでしょうか。

【松田総務部長】 周知については、決定をしたのちには、きちんと区のほうに周知を図っていき、丁寧に対応したいと考えております。本市の大きな方針でございますが、選択制といいますのは、元々平成24年度に熟議しておりまして透明性もありますが、一方では保護者の選択を奪っているということもありますので、その点の理念を持ちつつ並行して個別に判断をしていくという方法を取っておりますので、引き続きしばらくはこの方法でしてまいりたいと思っております。

【異委員】 わかりました。ありがとうございます。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第24号「令和7年度大阪市公立学校・幼稚園教員の採用者の決定について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本選考テストについては、昨年9月24日の教育委員会会議で合計708人の合格についてご承認いただき、9月27日に公表した。その後事務手続を進めるなかで、54人から採用辞退の申出があり、654人を本市教員として採用したいと考えている。参考であるが、辞退者のおよそ6割である35人が「他都市等で教員としての勤務」を理由とし、介護等「一身上の都合」の方が9人、「民間企業への就職」の方は2人となっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 2点ありまして、1点目が辞退者数の内訳の分析の評価として、例えば他の自治体への就職を理由とするものが今年非常に多かったなど、何か特徴があれば教えていただきたいです。2点目が中学校の場合、辞退者17名で、もし教科に偏りがあれば予定よりも足りないということも生じるのかなと思いますが、そういったことがあったかどうか教えていただけますか。

【上田教職員人事担当課長】 辞退者の内訳でございますけれども、先ほど部長の方からご説明させていただきましたとおり、他都市に、あるいは私立の学校で勤務をしたというようなことで辞退をなさった方が35名、介護などの一身上の都合が9名、民間企業への就職が2名というようなことになっています。特に他の自治体、私立の35名の内訳を申しますと、私立が3名、大阪府や兵庫県をはじめとした近畿圏の自治体に採用予定で辞退の申出がございましたのが15名、東京都、横浜、川崎、いわゆる関東圏で採用予定の方が4名、愛媛県、広島県広島市、中国、四国地方の自治体が7名、九州が3名ということになっておりまして、やはり同じ地域であります近畿地方に流れている方は一定数いらっしゃいますが、辞退者の辞退率につきましては、全体で7.6パーセントとなっております。経年で、でこぼこはございますけれども、今年特段辞退率が高かったという認識はしておりません。科目でございますけれども、中学校の科目で辞退率ということになりますと、技術は合格者が5名でございます、1名の辞退者があって20パーセントの辞退率となっています。それ以外で採用者数が多い中で申しますと、辞退率が高いのが社会科で、28名の合格者に対して辞退者が5名で17.9パーセントの辞退率です。家庭科も採用者数は若干少ないですが、12名に対して2名の辞退者ということで辞退率が16.7パーセントということになっております。いずれの教科につきましても、この数が必要だということで合格者は出していますが、毎年度一定の辞退率は考慮しながら採用もしておりますので、このあたりでいわゆる本務採用できなかった部分については、講師などでしっかりと人員は確保してまいりたいと考えております。

【異委員】 1点質問になります。2ページの決定者数の表があると思いますが、括弧の内訳、ここでは小学校と中学校計1名で教職大学院進学のためと書いてあると思いますが、大学院を修了した後は本市の教職に就いてくれるというかきちんと戻ってきてくれるのかなというのをお聞きしたいです。

【上田教職員人事担当課長】 注意書きにも書かせていただいていますとおり、11人の方々につきましては、採用候補者名簿の登載期間を延長してまいりますので、大阪市内に採用される権利を有したままで教職大学院などに進学なさるといようなことでございます。そのため、余程ご本人の心変わりがあればというところではありますが、基本的には権利も有しておられるのでそのまま来ていただけるものと我々は期待しております。

【異委員】 過去の方で、修了者でこういった感じの方、今の方は大学院に入られていると思いますが、過去の修了者の方で、本市にしっかり向いてくれているのかなというのが質問です。まだ修了者は出ていなかったですか。

【上田教職員人事担当課長】 昨年度の実績でございますけれども、3名、括弧書きの11名に対応する方がいらっしゃいましたが、その内1名は採用にならなかったという実績はございます。

【異委員】 1名の方はわかる範囲で、お答えできる範囲で。

【上田教職員人事担当課長】 1名の方につきましては、大阪府に就職されるということで辞退があったと聞き及んでおります。

【異委員】 はい、ありがとうございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第25号及び議案第26号「職員の人事」並びに議案第27号「令和6年度教育功労者表彰について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第25号から第26号までの「職員の人事について」及び議案第27号の「令和6年度教育功労者表彰について」を一括でご説明する。

まず、議案第25号について、こちらは、事務局等の人事異動で、4月より開催される大阪・関西万博の招待事業等に従事するための体制強化を踏まえたものになっている。

次に、議案第26号について、こちらは、学校園への異動、あるいは退職となる者である。

本日、本件についてご承認いただけたら、退職等は令和7年3月31日付け、その他は令和7年4月1日付けで、また、別途1名については、休業から復帰する令和7年4月15日付けで、それぞれ発令いたしたいと考えている。

次に、議案第27号について、「大阪市教育委員会表彰規則」に基づき、教育長名で表彰す

るものである。表彰対象者としては、校園長で早期退職する者で、1名を表彰したいと考えている。なお、表彰日は令和7年3月31日としたいと考えており、表彰は退職発令とともに実施する。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第28号「大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則案について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

規則の一部改正案の説明に先立って、令和7年4月1日付け組織体制変更の概要について、説明する。

6ページの1点目の「1 次期ネットワークの更新等教育DX推進のための体制の整備」について、校園ネットワーク業務システムについて、クラウドリフト化に向けて検討を進める必要があるほか、令和4年度に本格稼働した「教育情報ネットワーク基盤」については、令和8年度中に契約満了となるため、次期ネットワークの開発・構築を令和7年度から実施する必要があるが、1人1台学習者用端末約18万台、教職員端末約1万6千台、端末の持ち帰りにも対応した外部との接続を前提とするなど、大規模な基盤の開発となるものである。構築にかかる設計作業に加え、現行システムと新ネットワークとの互換性などの検証や状況に応じた改修等の業務が新たに発生するため、学校運営支援センター担当係長を次期ネットワーク更新にかかる1名新設することとする。

「2 万博対応にかかる体制の強化について」は、大阪・関西万博が開催されるにあたり、新たに万博招待事業や国際交流に係る業務が加わり、大阪府教育委員会や各学校との調整、児童生徒の万博会場への円滑な移動対策、万博会場における児童生徒の安全対策等に適切に対応する必要があるため、指導主事を新設することとする。

「3 業務見直しによる職の新設・廃止について」は、特別支援教育の業務増に対応するため、指導主事を新設するものである。

また、サービスを担当する教務部担当係長の3ポストのうち1ポストを廃止することとするほか、万博開幕に向けた体制の構築に向け人員を一時的に確保するため、市立中央図書館担当係長ポストを単年度に限り空きポストとする。

あわせて、分権型教育にかかる区の教育担当課長のポスト数について一部見直すことと

する。

資料 5 ページの「大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」であるが、「1 改正の理由」は、先ほど説明した、分権型教育にかかる区の教育担当課長について、令和 7 年 4 月 1 日付けで新設、廃止することに伴う規定整備を行うため改正するものである。改正の主な内容は 2 に記載のとおりで、「3 施行期日」については、令和 7 年 4 月 1 日である。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 組織体制の概要の説明をいただきましたが、どの部分が規則改正に関わるのでしょうか。

【松田総務部長】 分権型教育にかかる区の教育担当課長のポスト数について改正してまいりたいと考えています。

【長谷川委員】 ありがとうございます。

【多田教育長】 事務分掌規則には課長級以上のポストを定めていることから今回改正するもので、係長級等のポストについては当規則には定められてはいないですが、説明した組織体制のもと設置したポストに、次の議案で説明する人事異動により人員を配置していく、という理解でよろしいでしょうか。

【橋本総務課長】 そのとおりです。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第 29 号及び第 30 号「職員の人事について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

「1 職員の勤務延長」について、医務監兼教務部医務主幹の栗原敏修は、令和 6 年 3 月 31 日に定年を迎えたが、産業医資格を有する医師の適任者が見つからず候補者の推薦に至らないことから、職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号に該当するものとして 1 年間の勤務延長をしたところだが、延長の期限が到来しても、後任となる適任者が依然見つからないことから、職員の定年等に関する条例第 4 条第 2 項に該当するものとして、勤務延長により 1 年間当該業務に従事させることとする。

3 ページ、「2 管理監督職勤務上限年齢制の特例」について、教育監の福山英利を、職

員の定年等に関する条例第8条第3項の規定による定年の引き上げに伴う特例として、令和7年度も引き続き教育監として任用する。

7ページの調書には、令和7年3月31日付けをもって退職する係長級以上の職員を記載している。教育次長の藤巻幸嗣を含めた全16名である。

つづいて、議案第30号の4月1日付けの職員の人事異動について説明する。

9ページの局長級について、第1項の教育次長には、こども青少年局理事兼こどもの貧困対策推進室長の高井俊一を充てる。

部長級について、第2項の教育環境支援担当部長兼務（こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長）には、新海立則を充てる。第3項の生涯学習部長の西徹は退職し、後任には、教育事業推進担当部長兼第1教育ブロック担当部長、こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長の本教宏を充てる。また、その後任には、第5項のとおり、総務部教育政策課長の伊藤純治を昇任のうえ充てる。第4項の指導部長の大西啓嗣については退職し、後任には、第3教育ブロック担当部長の中道篤史を充てる。その後任には、第6項のとおり、指導部初等・中学校教育担当課長の乗京慎二を昇任のうえ充てる。第7項の市立中央図書館長の益成誠については退職し、後任には、市立中央図書館副館長の司書である石田智子を昇任のうえ充てる。なお、当ポストの職種を事務職員から司書に変更する。第8項のこども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長兼教育委員会事務局教育環境支援担当部長の瑞慶覧薫については、兼務を免ずる。

課長級について一部説明するが、第9項の総務部教育政策課長には、総務部学事課長の中野泰志を充てることとする。

課長代理級及び係長級については、12ページの、第57項から順に記載しているとおりである。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第31号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員基本条例第30条第5項の規定により非公表。

（5）多田教育長より閉会を宣告